

自立支援会議とは…

<目的>

有明地域リハビリテーション広域支援センターや生活支援コーディネーター、荒尾市地域包括支援センター、保険者等が、**担当ケアマネジャーや通所型サービスC実施事業者に対して助言を行うこと**で、**より個別かつ具体的な目標設定と、その目標達成につながるトレーニングメニュー等の提供ができるようにします。**

また、今後対象者を支援するにあたって認知してほしい情報や考え方を提供し、からだ元気教室全体の資質向上を図ります。

<内容>

利用開始2か月目を目処に開催します。

担当ケアマネジャーや通所型サービスC実施事業者からの説明を受けて、助言者がそれぞれの立場から、利用者の目標達成や生活能力向上に必要な情報を提供したり、支援する上での悩みの解決につながる助言をしたりします。

担当ケアマネジャーや通所型サービスC実施事業者は、利用者の自立支援につながるように、**本会議で出た意見等を踏まえて、必要に応じてトレーニングメニューや目標の修正をしたり、地域資源など多様なサービスや人材の活用を検討**したりします。

自立支援会議の流れ

①自立支援会議の準備

- ◆ ケアマネジャーは、①「利用者基本情報」、②「基本チェックリスト」、③「通所型サービスCケアプラン兼自立支援会議整理表」、④「介護予防ケアプラン(※ほかのサービス利用がある場合)」を作成し、**サービス担当者会議開催後速やかに地域包括支援センターに提出**してください。
- ◆ 通所型サービスC実施事業者は、①「自立支援会議の出席回答」、②「通所型サービスC(からだ元気教室)トレーニング個別計画書」、③「通所型サービスC(からだ元気教室)運動測定結果表」を、**自立支援会議の開催通知に記載された指定日までに作成・提出**してください。
- ◆ 提供いただいた書類は、当センターから自立支援会議の助言者に事前に配付します。
《助言者》
 - ・ 有明地域リハビリテーション広域支援センター、又は地域密着リハビリテーションセンター
 - ・ 生活支援コーディネーター（委託先：荒尾市社会福祉協議会）
 - ・ 荒尾市地域包括支援センター担当者
 - ・ 保険者（荒尾市保険介護課介護保険係）

②自立支援会議への出席

- ◆ 担当ケアマネジャーは、「通所型サービスCケアプラン兼自立支援会議整理表」の内容を5分程度で説明します。
- ◆ からだ元気教室実施事業者は、運動測定結果表などをもとに、利用者の心身状況やサービス利用状況について2分程度で説明します。
- ◆ 助言者が、助言に必要な情報を得るために質問をしますので、可能な範囲で回答してください。

裏面に続く

③自立支援会議終了後

- ◆担当ケアマネジャーやからだ元気教室実施事業者は、必要に応じて、**自立支援会議の助言をもとに目標やトレーニングメニューの修正を行います。**
- ◆設定した**目標や終了後の方向性については、利用者本人ともしっかり共有し、意識付けを行います。**
- ◆担当ケアマネジャーは、利用者が通所型サービスC終了後にスムーズに次の介護予防活動の場に移行できるよう、事前に情報収集や関係者との調整を行ってください。
- ◆必要に応じて、有明地域リハビリテーション広域支援センターや生活支援コーディネーター（荒尾市社会福祉協議会）に相談し、助言やサポートを受けてください。有明地域リハビリテーション広域支援センターや生活支援コーディネーターには、担当ケアマネジャーや通所型サービスC実施事業者から直接電話等で相談することができます。
- ◆5か月目に、卒業後の方針（地域の体操教室やフレイル予防教室への参加、通所系サービスの利用など）について、当センターから**書面による聞き取り調査を行います。**

通所型サービスC(からだ元気教室)提出書類一覧(サービス提供事業者分)

	書類名	提出期限	備考
1	トレーニング個別計画書	自立支援会議の出席依頼文に書かれた日 にち	計画書の内容は、利用者本人とも共有してください。
2	実施報告書	サービス提供月の翌月10日 ※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日	休みや欠席の日も、欄を削除せず、その旨記載してください。
3	運動測定結果表	「開始時」:自立支援会議の出席依頼文に書かれた日 にち 「中間」、「終了時」:サービス提供月の翌月10日 ※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日	
4	請求書	サービス提供月の翌月10日 ※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日	請求書の「年月日」は空欄のまま提出してください。

- 書類はすべて(当センター以外の居宅ケアマネが担当しているものも含む)荒尾市地域包括支援センターの松岡(まつおか)にまとめて提出してください。
- 担当ケアマネには、当センターからお渡します。
- 実施報告書は請求書の件数と照らし合わせますので、毎月漏れなく提出をお願いいたします。
- 提出期限までの提出が難しいときは、必ず当センターまで事前にご相談ください。